

審査請求書（下水道使用料5）

平成27年11月25日(水)

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷由貴



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市造道2丁目8-19 ロイヤルシャトーヴィル102
氏 名 三国谷由貴
年 齢 32歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長(以下「企業局長」という。)の平成27年10月28日付け平成27年10月分下水道使用料納入通知書(以下「本件通知書」という。)による処分。

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成27年10月29日

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

- (1) 下水道使用料に係る督促手数料は滞納者から実費を徴収すべきものであるが、青森市においては、青森市下水道条例を改正し下水道使用料に係る督促手数料を徴収しないこととし、下水道特別会計でこれを負担している。
- (2) 下水道使用料に係る督促手数料は下水道使用料算定に係る適正原価に含めるべきものではなく、現行の青森市の下水道使用料は違法である。よって、本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。
- (2) また、本件通知書で以て下水道使用料をコンビニエンスストアで納付することが出来るが、その場合のコンビニエンスストアに支払う手数料については本件通知書には何の説明も無く不正確であり、不当であり、本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありました。

7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て
意見陳述は希望しません。



質問第12号参考資料

審査請求に係る審査庁である市の見解

1. 本件処分の内容 平成27年10月分の下水道使用料徴収処分

2. 審査請求の要旨に対する審査庁である市の見解

審査請求の要旨	審査庁である市の見解
「下水道使用料に係る督促手数料は滞納者から実費を徴収すべきものであるが、督促手数料を徴収せず、下水道特別会計でこれを負担している。督促手数料は下水道使用料算定に係る適正原価に含めるべきものではなく、現行の青森市の下水道使用料は違法であり、審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。また、コンビニエンスストアに支払う手数料については本件通知書には説明も無く不正確であり、不当であり、審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める」との主張について	<p>処分庁である企業局長からの弁明書によれば、「審査請求人にかかる本件通知書による処分は、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則を含め、関係法令等に基づき行った処分であり、違法・不当なものではない」と弁明していることから、本件処分に至る手続及びその根拠となる関係法令を確認した。</p> <p>まず、下水道使用料の徴収事務についてであるが、青森市長は、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第6条の規定に基づいて企業局長に事務を委任しており、企業局長が本件処分の正当な処分権限を有する者であることは明らかであるものと考える。</p> <p>次に、下水道使用料の算定についてであるが、青森市下水道条例第24条の規定により、使用者が排除した汚水の量に応じて、基本使用料と従量使用料とを合計した額とすることとされており、審査請求人が下水道を使用した事実及びその排水量について、審査請求書及び弁明書ともに特段の主張がないため、当事者間に争いはなく、また、現に同条に基づき算定されていることを確認した。更に、本件処分に係る納入の通知についても地方自治法施行令第154条第3項の規定のとおりであることを確認した。</p> <p>したがって、本件処分は、関係法令を遵守して適正に行われており、違法・不当であるということとはいえないものと考える。</p> <p>また、審査請求人は、審査請求書の中で種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも審査庁が審査すべき事項に当たらず、審査請求人の主張は採用することができないものと考える。</p>

3. 結論

上記2のとおり、本件処分について、審査請求人の主張する違法性は認められないものと考える。